

「国債振替決済制度の参加者口座および顧客口座の開設基準ならびに  
間接参加者および外国間接参加者の承認基準」 中一部改正

○ 別紙の（別紙 1）中 1. (1)イ. を横線のとおり改める。

イ. 連結および単体自己資本比率<sup>(注 1)</sup>が、法令により定められた水準を満たすこと。また、法令により資本バッファ規制、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制<sup>(注 2)</sup>が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、法令により定められた水準を満たすこと。

(注 1) 略（不変）

~~(注 2) 申出者が銀行である場合に限り適用され得る。~~

○ 別紙の（別紙 1）中 3. (1)を横線のとおり改める。

イ.    }  
ロ.    } 略（不変）

ハ. ~~申出者が川上連結先である場合にはおいて、イ. およびロ. に加え、~~  
法令により資本バッファ比率規制および、レバレッジ比率規制または  
レバレッジ・バッファ規制が適用されるときは、イ. およびロ.  
に加え、適用される規制にかかる比率が、法令により定められた水準  
を満たすこと。

ニ. 略（不変）

ホ. ハ. において、資本バッファ比率またはレバレッジ・バッファ  
一比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、

改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、当該比率についてハ.に定める~~資本バッファ~~の基準を満たすものとみなす。